

2009 ⇒ 2019

裁判員制度10周年特別意見交換会

-裁判員制度のこれまでとこれから-

和歌山地方・家庭裁判所

令和元年5月21日（火）、当庁において、裁判員制度施行10周年記念・憲法週間記念広報行事として「裁判員制度10周年特別意見交換会 - 裁判員制度のこれまでとこれから -」を開催しました。

今回の行事では、パネリストとして裁判官、検察官、弁護士の法曹関係者とこれまでに裁判員（補充裁判員）を経験された方が参加し、裁判員制度10年を振り返りながら意見交換を行いました。また、貴重な意見交換の様子を一般の方にも見学していただきました。

次のページからは、意見交換会の様子を振り返っていきます。

「憲法週間」（毎年5月1～7日）とは…

裁判所では、国民の皆さんに憲法の精神や国民生活における裁判所の役割を理解いただくきっかけになるようにと、5月3日の憲法記念日を中心とした5月1日から7日までを「憲法週間」とし、全国各地で各種の行事を実施しています。

裁判員制度シンボルマークの意味



かたち

2つの円は「裁判員」と「裁判官」を表し、2つの円が交わることで協力し合う姿勢を表しています。また、「裁判員」と「裁判官」が協力し合うことで生じる効果が「∞」（無限大）であることを表しています。

いろ

赤みがかった部分は「活発さ、情熱」を表現し、青みがかった部分は「冷静な判断」を表現しています。

裁判員裁判について

裁判員裁判は殺人や放火など一定の重大事件を対象に、国民の中から選ばれた裁判員が裁判官とともに刑事裁判に参加し、被告人が有罪かどうか、有罪であればどのような刑にするのがよいかを決める制度で、事件ごとに、裁判員6人、そして裁判員に差支えがあったときのために補充裁判員が数人選任されます。

和歌山地方裁判所では、これまで（令和元年5月末日時点）に85件の裁判員裁判が実施されました。

和歌山県内で、裁判員候補者として名簿に掲載された方は2万4500人、そのうち裁判員選任手続に出席していただいた方が約2400人、実際に裁判員・補充裁判員として裁判に参加された方は約680人となっています。

テーマ1

裁判員制度導入後、 刑事裁判、法曹三者はどう変わったのか。

検察官

法廷で取り調べる証拠を裁判員に理解してもらうために、分かりやすい立証を心がけるようになりました。

弁護士

捜査機関の調書よりも法廷での供述が重視されるようになったので、被告人の権利を守る立場として有益だと考えています。

裁判官

争点や難しい法律用語をどのように伝えとよいか、裁判官同士で研究するようになり、その結果、審理や判決書が争点に絞ったコンパクトで分かりやすいものになってきています。

裁判員等
経験者

「裁判」には堅いイメージを持っていましたが、資料や説明が分かりやすくイメージが変わりました。

テーマ2

裁判員裁判は 10年間でどのように変化したか。

検察官

10年間で格段に分かりやすくなりました。

実際の裁判の前に、若手職員に対して冒頭陳述を行うなどして、専門用語を分かりやすく説明できているか確認しています。

弁護士

検察官が審理で供述調書を朗読する場面が減り、証拠開示もされやすくなりました。



テーマ3

今後の課題



裁判官

裁判員候補者の出席率が年々下がってきています。

裁判所では、「出前講義」として、裁判官が企業に説明に行き、仕事の都合で辞退する方ができるだけ少なくなるよう、経営者の方の理解を得られるように努めています。

裁判員等
経験者

裁判員制度について、正確な情報を知らない人、後ろ向きなイメージを持つ人がまだまだ多いと思います。広報活動をもっと積極的にされてはどうでしょうか。

裁判員等経験者の方より、これから参加される方へのメッセージ

- 裁判員に選任されても、難しい知識は必要ありません。自分の意見をしっかり持って、ぜひ参加してください。
- 刑事事件は他人ごとではなく、自分たちの社会の問題です。裁判員に選ばれた方が会社員であるときは、雇用主の方はよい社会勉強として前向きに送り出してあげてください。
- 裁判員はいろいろな人の意見を聞けて、とてもよい経験となります。

行事終了後の見学者の方のアンケートでは、「法曹三者が裁判の進め方に工夫し続けている姿勢に誠実さを感じた。」、「裁判員経験者の生の声を聞けるのは貴重な時間だった。」等のご感想をいただきました。

今回の行事が、裁判員制度への理解を深めるきっかけとなれば幸いです。

パネリストとして参加いただいた皆さま、
見学していただいた皆さま、
ありがとうございました。